

(様式 1) 記入例

〇年〇月〇日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地等を記入する
特に電話番号等の記入漏れが無いよう注意する

郵便番号 〒163-8001
住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名 株式会社東京商事
代表取締役 東京 一郎
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号 03(1234)****
FAX 03(1234)****
担当者 東京 次郎

廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定
の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

東京都から連絡する場合
の連絡先に○を付ける

事業場名	株式会社東京商事 立川支店	連絡先	○本店・事業場
所在地	〒190-0022 東京都立川市錦町四丁目6番1号		
電話番号	042(123)****	FAX	042(123)****
廃棄物再生 事業内容	古紙、金属くずの再生事業		
〔添付書類〕 1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、 3 法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項 4 個人である場合には、住民票の写し 5 業務経歴を記載した書類 6 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類として次に掲げる書類 (1) 1の書類の付属資料として処理フロー(処理過程を図に示したもの) (2) 2の平面図の付属資料として施設の配置、構造図の添付資料として施設の写真 (3) 施設及び設備の概況を記載した書類 (4) 土地、建物及び施設等の使用権原が確認できる書類 (5) 法人の場合は、直前3年間の各事業年度における貸借対照表及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 (6) 個人の場合には、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 (7) 要綱第3条第2項第1号及び第2号に該当しない者である旨の書類 ※東京都知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業(積替・保管を含む)、産業廃棄物処分業者及び一般廃棄物処理施設設置者の場合は2及び6(2)、(4)の添付を省略することができる。 (備考) 欄内に書ききれないときは別紙に記入して添付すること。			

設備がある事業所・営業所について
記入する
「主たる事務所の所在地」と同一で
あっても必ず記入する

(別紙 1) 記入例

事業計画の概要

1. 事業内容 (再生事業の処理方法・処理工程等)

古紙 (圧縮梱包)

金属くず (切断、圧縮)

※各処理工程は「再生事業処理フロー図」のとおり

2. 登録する事業場における年間再生量 (古紙)

〇〇年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受入量 (t)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
再生量 (t)	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	1,140
残さ量 (t)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	300
再生率 (%)	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95

3. 従業員数 (事業場単位)・稼働時間・用途地域

(1) 従業員数 : 20名

(2) 稼働時間 : 8 : 30 ~ 17 : 30 (うち1時間は休憩時間) 実働8時間

(3) 用途地域 : 準工業地域

再生事業を行う品目ごとに直近1年間の再生実績を記載する

環境確保条例の工場認可申請書に記載した内容と相違がないよう注意する

4. 主な取引先

(1) 排出者 : (株)〇×工業 (新宿区)、(有)△□産業 (立川市)

(2) 売却先 : (株)◎〇金属 (瑞穂町)、(有)■〇紙業 (神奈川県相模原市)

(3) 残さ物処理委託先 : (株)▲△処理センター (足立区)、〇〇市清掃工場

5. 営業区域

東京都23区、埼玉県

登録する事業場の許可の有無を記入する

6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の有無 (許可の種類及び番号)

有 (種類 : 産業廃棄物処分業 番号 : 13-20-000000)

無

※欄内に書ききれない場合は別紙に記入して添付すること。

(別紙2) 記入例

施設及び設備の概況

保管施設	飛散防止方法	施設内の専用コンテナに入れて保管			
	流出防止方法	床面をコンクリート敷きにして対処			
	地下浸透防止方法	床面をコンクリート敷きにして対処			
	悪臭発散防止方法	消臭剤を配置し、必要に応じて散布			
再生に供する施設	種類	磁力選別機	圧縮梱包機	切断機	専用コンテナ
	メーカー名及び型式	(株)ABC AB-100	(株)ABC AC-200	(株)ABC AD-300	(株)CBA
	数量(基)	1基	1基	1基	10基
	能力(t/日)	1.6t/日	12.0t/日	44.8t/日	8m ³
	構造	別添、パンフレット及び図面等のおり			
	設置事業場床面積	400m ²			
	塀又は外壁の材質及び高さ	外壁：ALC板(厚10mm)、高さ6m 塀：コンクリート塀 高さ2m			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第七に適合する悪臭・騒音・振動等の防止措置方法	騒音対策：施設内壁に防音材 振動対策：機器底部に防振ゴム 悪臭対策：消臭剤の散布			環境確保条例に規定する認可を受けた工場(作業場)の場合、認可番号を記入し、認可書の写しを添付する	
運搬施設	種類及びメーカー名	フォークリフト(大松)		貨物車(三菱)	
	最大積載量	2t		4t	4t
	数量	1台		2台	2台
備考					

流出や地下浸透等が発生するおそれがある物を取り扱わない場合は、その旨を記入する

・金属くずを再生する場合は、選別施設と加工施設の両方について記入する
・能力については必ず単位を記入すること
・構造について記入が困難な場合はパンフレット等を添付する

環境確保条例に規定する認可を受けた工場(作業場)の場合、認可番号を記入し、認可書の写しを添付する

※欄内に書ききれない場合は別紙に記入して添付すること。

欠格条項に該当していない者 である旨の誓約書（記入例）

東京都知事殿

〇年〇月〇日

申請者、並びに申請者の役員、政令第6条の10に定める使用人、法定代理人、相談役又は顧問及び株主（出資者）が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める欠格条項に該当していない者であることを誓約します。

申請者 住所 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人は、他の取締役、
監査役等についても代
表取締役が誓約する

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)
株式会社東京商事
代表取締役 東京 一郎

欠格条項とは

- 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分の日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 6に規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、6の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）が1から9までのいずれかに該当するもの
- 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から9までのいずれかに該当する者のあるもの
- 個人で政令で定める使用人のうちに1から9までのいずれかに該当する者のあるもの